

～令和4年 8月 3日から 9月20日迄：カテゴリーA（警戒）の期間とする～

安全衛生委員会

本委員会は、金沢工業大学及び国際高等専門学校の運営方針を踏まえ、学内の感染状況から令和4年9月20日までカテゴリーを「A（警戒）」とします。

なお、全国の感染状況から政府が「まん延防止等重点措置」等を適用する地域が発生した場合には、その都道府県を「制限対象地域」とします。（7月19日現在、制限対象地域なし）

但し、本委員会が今後の感染状況等により制限対象地域及び活動制限指針を変更する場合があります。

また、今後も適切な教育・研究等の活動を推進するため、確実な感染防止対策を講じてください。ワクチン接種は強制ではありませんが、国からは特に若い世代（10代～30代）の接種が奨励されています。今後も夏休み期間等を利用した積極的な接種を検討ください。

カテゴリー	定義	教育 (講義・演習、実験、実習)	研究 (研究所、研究センター)	課外活動 (クラブ、教育プログラム)	キャンパス機能の利用 各教育支援センター (学食・サービスセンター等)	教職員勤務 (TA/SA/学生スタッフ準拠)	学生のキャンパス立入 及び行動（帰省等を含む）	学外者のキャンパス立入			
A（警戒）	ワクチン接種等の対策と効果が全国的に確認できるまでの間、及び当該感染症が全国的に終息するまでの間 ※本委員会は、国が発出する緊急事態宣言等を踏まえて、本活動制限指針における制限対象となる都道府県を定める。 なお、全国の感染状況をその都度判断して対象となる都道府県を変更する場合がある。	●大学：8/3～9/20 ・対面授業を原則とするが、集中講義等の受講は別途定める。 ・平日：原則21時まで、土曜：原則17時まで可能。但し、平日21時以降、土曜17時以降などに日祝については十分な感染防止対策を講じた上で、届出により可能とする。 ・PDⅢ、修士研究活動は3密を避けて対面にて実施。 なお、本委員会が指定する制限対象地域へ移動等した学生は1週間のキャンパス立入を禁止する。 但し、新型コロナワクチンを2回以上接種した健康な学生については帰着後の制限を除外できる。 ●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。 ●やつかはシャトルバスは、通常(44名)で運行する。（マスクを必ず着用、私語は控える） ●高専：8/7～9/25 ・3年生は8/19までOPからのオンライン授業を自宅で受講。その後渡航し、8/29～OPで対面授業 ・4年・5年生は原則対面授業とするが、大学との共創クラスについては大学の運営方針に沿って実施する。 ・平日：原則19時まで、土曜：原則17時まで可能。課外時間は教員在室時に限る。 但し、日祝については十分な感染防止対策を講じた上で、届出により可能とする。 ※白山麓キャンパスは別途取り扱うものとする。 ●学外授業は、本委員会が指定する制限対象地域以外に限り、事前に申請書（場所、人数、内容、時間等）を提出のうえ許可のもと実施する。但し、国および県による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置などが発出されていない制限対象地域で実施される活動については、事前協議（※2）のうえ、許可されたものは実施できる。 ○非常勤講師及び外部講師に関しては別途定める。 但し、感染者が発生した場合、主要関係者は感染状況に応じて所属長並びに安全衛生委員長に確認し、教育活動の継続のため適切な措置を講じる。 キャンパス内建物の全入口カード運用	●学内の学外研究者との活動は、健康状態、海外渡航歴などをチェックした上で、届出にて実施する。 ●事前の出張申請・許可のもと出張を伴う研究活動を実施できる。 ●本委員会が指定する制限対象地域への出張は原則禁止する。 但し、その必要性と重要性が事前協議（※2）で確認できた場合は、出張できるものとする。 東京、愛知、京都、大阪等の大都市圏を中継地とする際は、十分な注意を要とする。 なお、本委員会が指定する制限対象地域へ出張した教員は、1週間の在宅勤務とする。 但し、新型コロナワクチンを2回以上接種した健康な教員については帰着後または接觸後の制限を除外できる。 但し、感染者が発生した場合、主要関係者は感染状況に応じて所属長並びに安全衛生委員長に確認し、研究活動制限等の措置を行い、適切な対策を講じる。	●学内活動 ・事前に申請書（場所、人数、内容時間等）が提出され許可された場合は可能とする。 【8/3～9/20】 平日：20時まで可能とする。 土曜：17時まで可能とする。 但し、日祝及び8/8～8/17、8/20、8/27,9/3は原則、活動不可	●いずれも一般の利用者は原則禁止 但し、オープンキャンパス、学校見学等の事前予約の方や卒業生等の関係者の一部利用は可能とする。 また、感染対策と状況に応じて一定の利用制限を設ける場合がある。 ●ライブラリーセンター 【8/3～9/20】 8時半～17時 (日・祝日：10時～17時) 但し、8/20,8/27,9/3は10時～17時 8/7～8/17は休館	全カテゴリー（A,B,C,D）において勤務形態は所属長と安全衛生委員長（法人本部長）が協議して決める。教職員は、本活動制限指針を遵守する。 ●毎日、健康状態確認シートを記入する。 ●感染症への対応を徹底するため、感染が疑われる場合は、所属長に速やかに申し出ると共に、人事課に連絡する。	●現在も3密（密集、密接、密閉）の回避、マスクの着用、手洗い、換気等の基本的な感染対策が有効であり、「新しい生活様式」の徹底と感染リスクの高まる「5つの場面」を避ける等の十分な感染防止対策を講じた上で、対面授業、課外活動及びキャンパス機能が一環に基づき利用できる。	●事前連絡と健康状態等チェックし、感染防止対策を講じた上で、立入を可能とする。 なお、対応者は面会者・日時・場所などの面会記録を残すものとする。	●本委員会が指定する制限対象地域へ移動等した学生（通学を除く）又は、本委員会が指定する都道府県からの来訪者（友人・家族等）と接触した学生においては1週間のキャンパス立入を禁止するが、授業・修学等、不利益にならないよう配慮する。 但し、新型コロナワクチンを2回以上接種した健康な学生については帰着後または接觸後の制限を除外できる。 *白山麓キャンパス及び国際交流会館の高専寮生は、別途取り扱う。	●本委員会が指定する制限対象地域からの来客は、新型コロナワクチンを2回以上接種した健康な来客を除き原則禁止とする。 但し、その必要性と重要性に応じて事前協議（※2）により認めるものとする。	●密集、密接、密閉の3密対策に加え、感染防止対策を講じた対応に加え、教員においては1号館1.115室Guest Roomを利用できる。
B（特別警戒）	石川県・首都圏を含む多くの自治体で「まん延防止等重点措置」等が発出された場合、もしくは委員会が定めた場合		●学内の研究活動のみ原則許可、但し、県内の活動を許可制にて可能とする。 ●外部からの研究者受入や来所は原則禁止	●研究所内の外部研究者との活動及びRA活動は不可とし、在宅勤務での活動は可能とする。 ●全ての出張を禁止する。	●活動を禁止する	●交代制勤務もしくは在宅勤務にて運用する。 ●対面での活動を禁止する。 ●オンライン利用のみとする。	●但し、感染者が発生した場合、主要関係者は感染状況に応じて所属長並びに安全衛生委員長に確認し、利用内容を変更する。	●学園機能維持のためライフライン関連及びメンテナンス、納品等を除き、キャンパスへの立入を原則禁止する。 ※白山麓キャンパスへの立入については、都度協議を行なう。			
C（高度警戒）	石川県・首都圏を含む多くの自治体で緊急事態宣言等が発出されている場合	●国の緊急事態宣言が解除される迄は、全ての授業科目は遠隔授業として実施する。 ●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。	●研究所内の外部研究者との活動及びRA活動は不可とし、在宅勤務での活動は可能とする。 ●全ての出張を禁止する。	●活動を禁止する		●緊急的に必要な場合に限り、許可制のもと立入を可能とする。	●学園機能維持のためライフライン関連及びメンテナンス、納品等を除き、キャンパスへの立入を禁止する。				
D（緊急事態）	再度、全国に緊急事態宣言が発出された場合	●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。	●研究所内の活動は基本不可、最低限必要な生物、薬品、施設設備等の維持・管理については研究者が実施（※1）できる。			●対面での活動を禁止する。 ●オンライン利用のみとする。	●学園機能維持のために、必要最小限の機能以外は、基本的に在宅勤務にて運用する。	●全キャンパスの立入を禁止する。 ●学園機能維持のうちライフライン関連以外の立入を禁止する。			

※1 「研究に使用する生物」「液体窒素・液体ヘリウムの補充」「毒劇物等の研究に使用する薬品の管理」「研究に必要な基幹インフラ」の稼働・維持管理、各種安全対策、法令等の義務の遵守に必要な場合

※2 事前協議とは、所属長（学長、校長、ICC所長、法人本部長）のそれそれが、各関係者と申請内容の確認と協議を行うことをいう。

注記1. 扇が丘診療所、扇が丘保育園等に所属する職員は別途取り扱うものとし、本活動指針の適用を受けないものとする。

注記2. 学生の就職活動（インターンシップを含む）、特別な取り扱いを必要とする課外活動、教育職員免許制に伴う正課活動などは、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとする。

注記3. 夏期休業期間中の学生の宿泊を伴う活動については、策定されたガイドラインに従い関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとする。

注記4. 学生の深夜（21時から翌日5時まで）に亘る活動、多数者との飲食等を伴う活動は、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとするが原則禁止とする。

注記5. 国外（外務省が渡航を許可している国）の出張等を行った場合は、国が指定する水際対策の待機期間の後、キャンパスでの勤務を可能とする。

注記6. 学内から感染者が発生した場合は、文科省に報告するとともに保健所等の指示のもと適切な措置を講じる。

注記7. 令和4(2022)年度において、原則キャンパス内の教室等の貸出は行わない。

注記8. 国が発出する「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」等の適用状況及び全国の感染状況により本指針の見直しを実施する。

注記9. 会議・委員会については、3密（密集、密接、密閉）を避け、マスクの着用、手洗い、換気等の感染防止策を講じて開催する。

また、状況に応じて適宜オンラインでの開催を推奨する。